

留学生のためのチューター制度の現状と課題 —論文チュータリングの改善にむけて—

Current Issues with the Tutorial System for International Students: Towards the Improvement of Dissertation Tutoring

田口 陽子、吉田 聡宗、大角 洋平、吉田 真悟

要旨

本稿は、一橋大学における留学生向けのチューター制度の現状を報告し、課題を提示する。日本の大学におけるチューター制度は、留学生センター（留学生支援と国際交流）とライティング・センター（分野横断的なライティング教育）という二つの枠組みから捉えることができる。一橋大学では前者の枠組みにもとづき、留学生／国際教育交流センター、留学生・海外留学相談室がチューター制度を運営してきた。しかし、近年の組織変更を受けて、体制の見直しが迫られている。本稿では、一橋大学におけるチューター制度の位置づけを整理したうえで、チューター制度を継続的に評価し、改善するための理念とシステムの構築が求められていることを示す。さらには、本年度実施した日本語添削ワークショップの知見を整理し、チュータリング・コミュニティの可能性を論じる。

キーワード：留学生支援、国際交流、チューター、ライティング教育、留学生専門教育教員

1 はじめに

本稿は、一橋大学の外国人留学生向けチューター制度の課題を論じる。日本の大学におけるチューター制度は、大きく分けて留学生支援・国際交流とライティング教育という二つの枠組みから捉えることができる。従来は、各大学の留学生／国際教育交流センターがチューター制度を運営するケースが主流であったが、より近年では分野横断的なライティング・センターも増加している¹。チューターに関する先行研究も、留学生／国際教育交流センターにおける実践をもとに留学生やチューターの満足度や改善策を論じた報告(瀬口・田中 1999; 小林 2012) と、ライティング・センターにおける教育実践とチューターの成長に焦点を当てた研究に大別できる(佐渡島・太田 2014; 太田・可児・久本 2014)。たとえば日本のライティング・センターをリードする早稲田大学では、米国の教育実践を取り

¹ ライティング・センターは、2004年に早稲田大学、大阪女学院大学、上智大学で、2005年に東京大学で設置されたのち、2009年には11大学に増加し、その後も拡大している。なお、東京大学や上智大学では外国語としての英語を対象とし、津田塾大学や関西大学では母語としての日本語を対象としている。本学のように留学生を対象として第二言語としての日本語を扱う例としては、金沢大学や麗澤大学が挙げられる。早稲田大学は日本語と英語両方に対応している(太田・佐渡島 2012)。

入れ、「書き手のオーナーシップを護る」ため「添削」は行わないという理念を掲げている。成果物ではなく執筆の過程を重視して書き手を育てるため、あえて専門分野ごとではなく領域を横断した指導が行われている(佐渡島・太田編 2013)²。

一橋大学(以下、本学)のチューター制度は、外国人留学生への修学支援と国際交流の文脈に位置づけられてきた。そこでは、「異文化間教育」(横田 1998: 21)の観点から、外国人留学生と日本人学生との「友人づくり」(河野 2007: 57)³が重視されてきた。そのうえで、同じ学部・研究科内部での留学生とチューターの専門分野上の「マッチング」⁴を優先し、チュータリングの内容については留学生とチューターで話し合うように指導されてきた。こうした点において、早稲田のような分野横断的なライティングの専門教育とは対照的である。

本学でチューター制度の運営を担ってきたのは、留学生専門教育教員⁵である。チューター制度に関しては、『一橋大学留学生センター紀要』(現『一橋大学国際教育交流センター紀要』)に、「国際資料室(現・日本語添削室)」の来室状況や相談内容に関する分析(井村 2004)、チューターの人数や活動実績についての報告(河野 2007)があり、制度上の提案(開室時間の拡大、広報、部局間の連携など)がなされている。また、各年度の『センター紀要』の「年報」でチューター制度の状況が報告されている。他方、本稿がおもな対象とする論文チューターについては、これまでまとまった調査が行われてこなかった。そこで以下では、論文チューターの制度上の位置づけを整理したうえで、入手可能なデータを用いて現時点での全体像を把握することを試みる。ただし、本稿執筆過程においては、作業に必要なデータを管理・分析する体制が不十分であるということも明らかになった。したがって、より詳細なデータ分析は今後の課題としたい。

² 早稲田のライティング・センターの理念として、1) ライティングを過程において指導する、2) 領域を横断して指導する、3) 「紙を直す」のではなく「書き手を育てる」、が挙げられている(佐渡島・太田編 2013: 2-10)。

³ 河野は、チューター不足という課題を提示し「留学生の中には、先輩留学生をチューターにしてほしいと要望する学生がいる」ことを指摘したうえで、「本来チューター制度の目的の一つに、留学生の日本人学生の友人づくりということがあることを考えるとなかなかそれには踏み切れない」と述べている(河野 2007: 57)。

⁴ 本学では、留学生(チューティー)とチューターのペアを作る業務は「マッチング」と呼ばれてきた。この用語は、チューターとチューティーの専門分野を一致(マッチ)させたほうが良いという考え方を反映している。

⁵ 1990年から留学生200人以上の国立大学に「留学生センター」と教育教員が設置されはじめた。同センターのおもな業務には1)外国人留学生に対する日本語および日本文化・日本事情に関する教育、2)外国人留学生に対する修学および生活上の指導助言、3)海外留学を希望する学生に対する修学および生活上の指導助言、4)その他留学生交流の促進に関し必要な事項がある(横田・白土 2004)。本学のセンターは「日本語教育部門」と「留学生相談部門」に分かれており、後者に属する留学生専門教育教員が2)、3)、4)の業務を担っている。著者の一人である田口は留学生専門教育教員として2019年度にチューター業務を担当した。

2 一橋大学におけるチューター制度の概要

2.1 制度的な背景

本学では、1993年に「一橋大学における外国人留学生受け入れの現状と提言」において留学生受け入れを促進する方針が明示され、1996年には「日本語教育部門」と「留学生相談部門」からなる教育施設である「留学生センター」と事務組織である「留学生課」が設置された（横田 1998）。2010年には「国際教育センター」ならびに「国際課」へと改組され、英語で提供する科目（Hitotsubashi University Global Education Program, HGP）の運営と本学学生の海外留学支援業務が加わった。2018年には「国際課」が解体され、「国際教育センター」は森有礼高等教育国際流動化機構内の「国際教育交流センター」へと改組された（一橋大学国際教育交流センター⁶）。留学生数は、1983年に68名、1996年に319名、2010年に652名、2019年には918名と増加を続けている（横田 1998；一橋大学国際教育センター 2010；一橋大学国際教育交流センター 2019）。

日本の国立高等教育機関におけるチューター制度は、1972年に国費留学生を対象として開始し、その後私費留学生にも拡大された（横田・白土 2004）。本学においては、1998年の『センター紀要』第一号にチューター数の記載があり、留学生相談室がチューター向けのオリエンテーションプログラムと教材開発を進めていると記されている（横田 1998）。改組に伴い、現在のチューター制度は、国際教育交流センターの留学生・海外留学相談室（以下、相談室）と、教務課教務第三係（以下、第三係）によって運営されている。2018年度までは、留学生とチューターのマッチング、チューターへのオリエンテーション、相談を受けた場合のチューターと留学生への助言を相談室が担っており、国際課がチューター登録と勤務状況・謝金の管理を行っていた。国際課の解体と相談室の規模縮小に伴い、2019年度からマッチングとオリエンテーションも第三係に移管した。

表 17は、本学の留学生とチューターの登録数を示している。大学院留学生数の増加（2012年442名、2018年581名）に対して、初年度チューター数は減少し（2012年116名、2018年54名）、論文チューター数はほぼ変化がない（2012年40名、2018年39名）。

本学の国際関係部局の変遷は、全学的なグローバル化が推進される一方で、留学生に特化した支援を提供する部門が縮小されていることを意味している。この方針は、相談室が担当してきたチューター制度にも影響を与えている。これを受けて今後は、「日本人学生」が「外国人留学生」を支援するという国際交流の枠組みで実施されてきたチューター制度を見直したうえで、全学的にアカデミック・ライティング支援を充実させる必要があるといえよう。そのためにも、チューター制度の現状を把握したうえで、継続的に制度を評価・改善するシステムの構築が求められている。

⁶ 一橋大学国際教育交流センター、ウェブサイト「国際教育交流センター概要」：
<http://international.hit-u.ac.jp/cgee/index.html>（2020年3月14日最終閲覧）

⁷ 表（1～7）は、すべて本文の末尾に掲載した。

2.2 2019年度のチューター制度

2019年度、相談室では、チューター有志の提言(後述)を受け、チューター制度の見直しを行った。本学のチューター制度はこれまで「個別チューター」「一般チューター」と「論文チューター」および「国際資料室チューター」に二分されていたが、2019年度に3つのチューター・サービスを補完的なものとして統合した。また、名称から支援内容をわかりやすくするために、「一般チューター」を「初年度チューター」に変更し、「国際資料室」を「日本語添削室」に変更した。そのうえで、授業期間中を通して大学院生チューターが勤務しており、本学に在籍する留学生なら誰でも利用できる「日本語添削室」をチューター制度の中核として位置づけ、修学・研究ステージに応じて、本学に入学後1年間のみ利用できる「初年度チューター」と論文提出前に利用できる「論文チューター」の活用を促すこととした。3つのサービスに共通して、チューター制度を利用できるのは「留学」の在留資格を有する外国人学生に限られ、チューターの資格は「原則」として日本国籍または「永住者」の在留資格保持者とされている⁸。

表2は2019年度の日本語添削室の利用状況を示している。国際研究館1階という立地も影響してか言語社会研究科の利用者が目立つが、社会学や商学・経営管理を専攻する学生の利用も多い。課程別では修士の学生がもっとも多く利用している。年間利用者数322人を添削室が原則開室している授業日数(当該年度は149日)で割ると、1日平均2.16件となる⁹。

本稿が焦点を当てる論文チューター制度は、修士論文や博士論文を執筆している留学生を対象として、チューターが1対1の対面で支援を行うものである。利用開始の際は、留学生によるチューターへの依頼や所属研究室での声かけにより留学生とチューターのペアを作ったうえで、第三係で登録を行う。論文チューターには、1時間1,160円の謝金が大学から支払われる¹⁰。利用期間は前年度まで留学生の論文提出前の2カ月間に限られていたが、より長期間の支援を可能にするために、2019年度から論文提出3カ月前からの利用へ変更した。ただし、チューター一人当たり1カ月の上限が30時間、留学生一人が受ける全指導時間の上限が32時間という規定は、チューター自身の研究時間を確保することを理由に、維持されることとなった。

⁸ ただし相談室では、日本人チューターのなり手が見つからない場合、専門性が合致した大学院生に限り、留学生専門教育教員の判断で外国人留学生がチューターを務めることを許可してきた。

⁹ チューターの都合で閉室する日や時間帯もあるので、実際の開室日はこれよりも少ない。

¹⁰ 謝金の財源は教務課の「留学生教育支援基盤経費」である。前年度まで1時間1,070円であったが、2019年4月から1,160円となった。添削室チューターは事務補佐員として大学に雇用されており、2018年度から時給1,160円だった。第三係の発案により初年度/論文チューターの謝金も添削室に合わせられた。

2.3 チューター活動実績の分析

本節では、本学の教務課と各研究科に保管されていたデータをもとに、過去5年間のチューター活動実績を分析する。表3と表4は、一般チューターと論文チューターののべ組数と労働時間を示している¹¹。表5は、活動時間が0時間の組数を示している。すなわち、チューター登録をしたものの、何らかの理由で活動が一切報告されていないケースである。表4では、表5の組数を除いたデータを集計した。

表1と同様に、表3からは、一般チューター組数の減少が指摘できる。一方で、「活動実績なし」の組数は一定数維持されていることから、実質的な活動規模はさらに縮小していることがわかる。本稿では論文チューターに焦点を当てているため詳細には踏み込めないが、初年度チューターについても、活動理念や内容の見直しと周知、さらには活動中や事後の調査が必要であろう。

つぎに表4によれば、活動時間の過去5年間平均は修士論文が25.0時間、博士論文が27.5時間、両者を合わせた平均が25.4時間である。博士論文のほうがやや多いのは、論文の分量の違いが一つの理由であろう。上限時間との関係で見ると、留学生一人当たりの上限32時間に対し、約80%の消費率となっている。後述するチューター有志からの提言では、上限時間を超えての作業が常態化していると指摘されているが、このデータ上ではやや余裕を残しているように見える。この乖離の原因については、チューター側の上限時間（他のチューターも合わせて1ヶ月30時間）も考えられるが、データ上の活動時間は自己申告にもとづくため、実際の活動状況とは異なる可能性もあり、質問紙や聞き取りを用いた質的調査によって実態を把握する必要があるだろう。

表5の結果も、さらなる質的調査の必要性を示唆するものである。たとえば、チューターと留学生のあいだで何らかの不一致や困難があったということも考えられる。どういった理由で活動が実施できなかった（あるいは報告できなかった）のか、事後調査を実施することで、マッチングのプロセスやチュータリング活動支援に改善の余地を見出せるだろう。

表6と表7では、2018年度の論文チューターの活動実績に焦点を当てた。表6は、研究科・開始月別の平均利用時間を示している。修士論文の提出期限は例年1月前半に設定され、現在の制度ではその3カ月前から活動が可能になっている。しかし表6から、直前の1月から始めても、短期集中で平均と同程度の時間を消費していることがわかる。なお、博士論文は年間を通して提出が可能であり、同じく3カ月前からチューターを利用できるが、2018年度に関しては10月以前の利用は記録されていない。

前述したように、本学のチューター制度は、学部・研究科内でのマッチングを重視して

¹¹ 留学生とチューターの組合せが同一年度中に変更になった場合は、2組として集計した。5年間の平均労働時間については、各年度の総労働時間の和を各年度の組数の和で除して算出した。すべての表において、小数点二桁を四捨五入した。また、神田キャンパスの国際企業戦略科については調査対象外とした。

いる。留学生とチューターの所属研究科を示した表7において、異なる研究科間の組合せが少数の例外的な範囲に止まっていることは、マッチング理念が実践に反映された結果といえよう。研究科を合わせることで、1) 普段顔を合わせる機会が多く都合をつけ易い、2) 専門分野が近いので内容をより良く理解できる、といった利点が生まれていることが考えられる。その一方で、研究科内部でチューター支援を実施する場合、専門分野の近さから内容の添削に踏み込み易くなることによる弊害も存在する。したがって制度の見直しにおいては、専門分野を重視するのかライティング教育を重視するのかの見極めが不可欠となる。

関連して、標準年限学生に対するチューターの「利用割合」も注目に値する。表7の「利用割合」は、チューターを利用した留学生数を、「標準年限学生数」（当該年度の標準年限における学位授与対象留学生数。例：修士課程の2年目の留学生）で割ったものである¹²。修士論文の利用割合を比較すると、もっとも利用されている法学研究科が60.0%、つぎに言語社会研究科が57.9%なのに対して、経済研究科が10.5%、経営管理研究科が5.0%に留まっている。なお、「標準年限学生数」には、英語で論文を書く学生も含まれている。利用状況が異なる背景には、論文執筆言語の違いにより、日本語チューターが必要とされていない研究科があることが考えられる¹³。あるいは、学生同士の声かけによるマッチング方式を採っているため、ニーズがあっても、研究科によっては制度の周知や運用が不十分だという可能性もある。いずれにしても、制度の再編や改善について議論するうえで、まずは研究科ごとに異なる現状を把握することが求められている。

最後に、試験的なデータ分析を通して見えてきた課題を整理しよう。まず、何らかの目的を実現するために制度を設けた以上、その制度が有効に機能しているのかどうかを事後的に検証する必要がある。現状把握・効果測定を実証的に行い、事後の検証を実施するには、データの収集、保管、管理、分析それぞれが重要となる。現状、チューター活動と留学生の論文執筆状況に関するデータは、第三係や各研究科の事務局で別々に管理されており、包括的な管理と分析は行われていない。留学生に対する重要な学術支援の一つであるチューター制度を向上させるためには、傾向把握のための全学的な統計インフラ整備が求められている。

さらに、上記の分析を行うためには、チューター制度の理念の精緻化が求められる。どのような結果が生まれれば良い／悪い結果として、制度を評価すべきなのか、その評価軸

¹² 実際のチューター利用者数には、留年によって標準年限を超えて論文提出をする者も含まれる。法学研究科博士課程学生のチューター利用割合が200%となっているのもこのためである。

¹³ 留学生の学位論文使用言語については、記録が整理されておらず広範な調査が必要なため、本稿では把握できなかった。なお、法学研究科（法学・国際関係専攻）においては、過去5年間英語の修士・博士論文は提出されていない。参考までに、社会学研究科における2018年の留学生による学位論文使用言語は、修士（日本語14本、英語1本）、博士（日本語0本、英語1本）であった。また社会学研究科での2014年～2018年の留学生による学位論文の日・英本数の合計は、修士（日本語46本、英語4本）、博士論文（日本語5本、英語4本）であった。

が必要となるからである。チューター制度は何のために存在し、何を目指しているのか、理念を明らかにしたうえで、現状の評価・分析を行う必要がある。

3 チューター支援の取り組み

3.1 データからこぼれ落ちるもの：チューターの経験

前章では、入手可能な量的データからチューター制度の概要を示した。しかし、チューター制度の課題を捉えるためには、データからは見えないチューターの経験にも目を向ける必要がある。たとえば、書類上の勤務時間は留学生一人につき 32 時間であり、そのうち 8 割程度が使用されているという記録があるが、多くのチューターは記録に残らない形で超過労働を行っている。

論文チューターの仕事が一段落した 2019 年 2 月 25 日、本稿の共著者を含むチューター有志から「一橋大学における論文チューター制度に関する意見及び提言」（以下、「提言」）が第三係に提出された。これを受けて 4 月以降、関連部局とチューター経験者のあいだで継続的に話し合いを進めてきた¹⁴。

「提言」では、現状の問題点として、チューター開始にあたって仕事内容や教育理念についてのガイダンスが不十分であることが示された。上述したように、チューター開始時には大学側が留学生とチューターのペアに対して個別にオリエンテーションを行ってきた。しかし、その内容は、制度の紹介や勤怠管理の説明が中心となっており、チューター実践については個々のペアに任されてきた。このため、「提言」によると、チューターは何をどこまでやったらいいのかが不明確なまま、日本語表現と論文の内容・構成等を含めて、完璧な添削を目指していた。その結果、チューターが謝金の時間数を超えて労働している状況が示された（1 論文につき 32 時間が上限であるが、「提言」の試算では 20 万字の論文で 150 時間が添削に費やされているという）。さらにチューターは、このように添削・校正を行った論文においては、チューターが実質的な執筆者になってしまうのではないかという悩みを抱えているという。以上の課題に取り組むために、「提言」において、1) 論文チューター期間の延長、2) チューター講習会の実施、3) チューター業務の支援資料の配布が提案された。

なお、チューター有志は事前に早稲田大学のライティング・センターを訪問しており、「提言」内においても、同センターの理念にもとづいた「自立した書き手の育成」というアイデアを提示していた（佐渡島・太田編 2013）。これを受け、相談室では、チューター制度の暫定的な整理を行った。具体的には、チューターには論文全体の校正作業が課されているのではなく、所定の時間内で留学生との対面でのコミュニケーションを通して書き手の自立を支援するという方針を確認し、ウェブサイトやメーリングリストを通して学内

¹⁴ チューターの経験とその共有にもとづく制度の検討については別稿を参照（田口・大角・吉田・吉田 2020）。

に周知した。制度上は、1) で示されたチューター期間の延長等、前章で述べた変更を行った。また、3) に関連して、日本語教育部門の教員の助言を得て、添削に役立つ図書資料を購入し、日本語添削室でチューターと留学生が閲覧できるようにした。さらには、チューター開始時における日本語添削教材配布を開始した。

なかでも、2019年を通してチューター経験者と相談室が取り組んできたのが、「提言」の2) に端を発した日本語添削ワークショップ(以下、WS)の実施である。以下では、WSを開催することで得られた知見について検討する。

3.2 日本語添削ワークショップの実践

「提言」を受けて、チューターのおかれた現状と悩みを理解し、また各チューターが個別に蓄積してきたスキルを共有するための場づくりが求められていることがわかった。そこで、2019年度には4回(6月4日、7月9日、7月23日、10月16日)の「日本語添削ワークショップ」を実施した¹⁵。第1回と2回は、WSの実施方法の検討も兼ねて、試験的に本稿の共著者4名で実施した。第3回は周囲のチューターや日本語教育部門の教員に声かけをし、第4回はメーリングリストやポスターを用いて全学的に参加を呼びかけた。

WSでは、すべての回において、現役留学生の協力を得て、実際に留学生が書いた原稿を指定した時間内で添削し、その結果を参加者同士で見せ合って検討するというアクティビティを実施した。その結果、個々のチューターによって文章添削のやり方に大きな差があることが体感できた。たとえば、第1回目のWSでは、A. 論文内容型、B. 日本語校正型という、二つのやり方が明らかになった。A型のチューターは、まず原稿の全体を見渡して論文の主張や構造を見極め、それに応じたアドバイスをする。他方B型のチューターは、前から順番に読んで日本語で気になった箇所をその都度修正していた。第2回のWSでは日本語の添削に焦点を当てることにしたが、それでもどこまでを「日本語」の問題とするのかに差が出ることがわかった。以上のことから、オリエンテーションにおいてチューターの役割は「論文の内容」ではなく「日本語の添削」であると説明していたとしても、その線引きを体得するためには、実際に原稿を添削するという作業が必要であることがわかった。

日本語教育部門の教員の協力を得た第3回WSでは、大学院生チューターと日本語教員の添削方法の違いが浮き彫りになった。チューターの添削においてはエラー箇所をすべて書き直す校正方針が多く見られた。他方、日本語教員の添削においては、エラー箇所の下線を引いたり記号を入れたりしておいて、学習者の気づきを促すという手法が採られていた(その際、助詞の誤用ならP、語彙ならVなど、誤用のタイプによって下線や記号を分

¹⁵ WSのより詳細な概要と関連資料は、一橋大学国際教育交流センターのウェブサイト(<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/support/resource.html>) (2020年3月14日最終閲覧) および本紀要の「年報：各種プロジェクト」にも掲載されている。

類するという方法が示された)。第4回WSでは、チューター一人ひとりが開発してきたツールやスキルが報告された。これらの実践をチューター間で共有していくためには、チューター活動終了後に振り返りの機会を設け、経験者が新しいチューターに知識や技術、反省点を伝えていくような場の形成が重要となる。

WS終了後のアンケートや全体ディスカッションを通して、添削の技術的な側面についての情報が有益であったというコメントが寄せられた。また、日本語教育という観点からのチューター支援が求められているという意見も挙げられた。本学のチューター制度は、これまで留学生への支援や国際交流の観点から運営されてきたが、今後は日本語教育部門とのさらなる連携が不可欠であるといえよう。

4 おわりに：チュータリング・コミュニティの構築にむけて

本学におけるチューター制度は、国際教育交流センターの相談部門が運営し、留学生支援と国際交流の枠組みに位置づけられてきた。近年、これまでチューター業務を担ってきた留学生専門教育教員のポストが削減される（2018年度には4名、2019年度は2名、2020年度は1名の予定）一方で、留学生数は増加している。こうした状況において、非母語話者が執筆する日本語学位論文の質（ひいては本学の教育・研究の質）を維持するうえで、論文チューターの重要性は増している。したがって、センターの相談部門と日本語教育部門、さらには各研究科が連携しながら、留学生を含めた多様な学生に対する、アカデミック・ライティング教育と論文チュータリング支援体制を新たに構築することが課題となる。

本稿で示したように、本学では、同じ研究科内での留学生とチューターのマッチングが推奨されてきた。このため、専門分野に即した高度な支援が可能になっていた。また、チューター活動の詳細は学生に任されているので、個々の留学生やチューターのスキルやニーズに応じた自由度の高いチュータリング実践が行われてきた。ただしこのことは、チューター実践が個々に分断されていたことも意味している。さらには、専門分野の近さは、チューターが留学生の執筆する論文の内容にまで踏み込み、全文を書き直すようなレベルの校正を行うという、いわば行き過ぎた添削も誘発していた。

こうした現状を改善するためには、ライティング教育の知見にも学びながら、WS等の全学的な試みを通してチュータリング・コミュニティを形成し、その内部で添削内容の共有と調整を行う必要があるだろう。その一方で、チューターが日本語学位論文の校正を行わないとするなら、非母語話者の学位論文における日本語の質をどのように評価するのか、大学や研究科ごとの指針の設定が望まれる。

国際交流の枠組みを超えてチューター制度を運営するには、制度の利用条件の見直しも必要だろう。現状、チューター制度を利用できるのは「留学」の在留資格を有する外国人学生であり、チューターは原則として日本国籍または「永住者」の在留資格保持者とされ

る¹⁶。このため、日本人と外国人、日本語母語話者と非母語話者の権力関係が固定化されてしまう懸念もある。より開かれたチューター実践のためには、国籍や在留資格以外の利用基準も検討するべきであろう。さらには、現状のチューター制度は日本語のみを対象としているが、その他の言語への拡張も考えられる。たとえば、英語や中国語、韓国語を学ぶ学生が、それらの言語の運用能力の高い学生からチュータリングを受けることができる双方向的な制度を構築することで、チューターとチューティーが共に学び合う機会が広がるだろう。

横田雅弘と白土悟は、チューター制度を含む留学生受け入れ体制について論じた『留学生アドバイザー』の終章で、大学組織における専門知の活用を訴えている。「大学は専門家集団でありながら、その知的リソースは大学の行政にあまり反映されていないようにみえる。あまりにも勿体ない。このことは留学生受け入れ施策に限ったことではなく、まさに大学運営の在り方の問題である」（横田・白土 2004: 356）。チューター制度の理念と実践の改善においても、日本語教育学や高等教育学はもちろんのこと、本学における人文・社会科学の諸分野の知見が生かされるはずである。本稿が、大学における知的リソースをチューター制度の改善に役立てる一助となることを願っている。

謝辞：

調査にご協力いただいた教務課教務第三係および各研究科教務担当のみなさま、ワークショップ参加・協力者のみなさま、有益なコメントをくださった査読者に感謝いたします。

¹⁶ 注 8 で示したように特例として外国人留学生がチューターを務めることが認められたケースはあるが、日本人チューターが理想であるという原則は保持されている。

表

表1 一橋大学における留学生数とチューター登録数¹⁷

年	学部留学生	大学院留学生	留学生合計	初年度（一般）チューター	論文チューター
1997	331	186	
...	...				
2012	234	442	676	116	40
2013	246	443	689	94	39
2014	254	473	727	108	38
2015	264	468	732	88	37
2016	267	467	734	59	31
2017	271	522	793	59	42
2018	294	581	875	54	39

表2 2019年度日本語添削室利用状況

所属別		課程別		月別	
商学・経営管理	62	学部生	25	4月	12
経済学	9	修士課程	205	5月	45
法学	29	博士課程	54	6月	60
社会学	66	研究生	11	7月	32
言語社会	154	交流学生	27	8月	0
国際公共政策	2	合計	322	9月	22
合計	322			10月	52
				11月	47
				12月	38
				1月	14
				2月	0
				3月	0
				合計	322

¹⁷ 留学生数は各年の5月現在のデータで、本学で学位取得を目指す学生（私費・国費）、交流学生、日本語・日本文化研修留学生を含む（横田 1998；一橋大学国際教育センター 2010；一橋大学国際教育交流センター 2019）。チューター数は、第三係における留学生のチューター登録数にもとづく延べ人数である（例：一人のチューターが二人の留学生を担当している場合、2と記載）。

表3 一般チューターへの組数と労働時間

年度	一般チューター (活動実績あり)			一般チューター (活動実績なし)
	組数	総労働時間	平均労働時間	組数
2014	93	3,952	42.5	15
2015	74	2,147	29.0	14
2016	50	1,723	34.5	9
2017	48	1,691.5	35.2	11
2018	41	1,528	37.3	13
5年間平均	61.2	2,208.3	36.1	12.4

表4 活動実績のある論文チューターへの組数と労働時間

年度	論文チューター									大学院生標準年限留学生数		
	修士課程論文チューター			博士後期課程論文チューター			論文チューター合計					
	組数	総労働時間	平均労働時間	組数	総労働時間	平均労働時間	組数	総労働時間	平均労働時間	修士課程	博士課程	合計
2014	32	842	26.3	2	62	31.0	34	904	26.6	122	19	141
2015	24	570	23.8	7	202	28.9	31	772	24.9	131	40	171
2016	24	572	23.8	5	124	24.8	29	696	24.0	136	45	181
2017	30	701	23.4	7	191	27.3	37	892	24.1	143	40	183
2018	34	915	26.9	5	137	27.4	39	1,052	27.0	169	35	204
5年間平均	28.8	720.0	25.0	5.2	143.2	27.5	34.0	863.2	25.4	140.2	35.8	176.0

表5 活動時間が0時間の論文チューター組数

年度	修士課程論文チューター	博士後期課程論文チューター	論文チューター合計
2014	5	0	5
2015	3	2	5
2016	2	0	2
2017	4	1	5
2018	0	0	0
5年間平均	2.8	0.6	3.4

表6 2018年度論文チューター：研究科・開始月別平均利用時間（単位：時間）¹⁸

開始月	総活動時間平均
11月	28.0
12月	26.3
1月	27.0
総計	27.0

¹⁸ 留学生一人に対する活動時間の平均値。

表7 2018年度論文チューター：研究科別マッチング¹⁹
 (単位：標準年限学生数は人数、利用割合は%、他は組数)

留学生 所属研究科	課程	チューター所属学部・研究科						総計	標準年限 学生数	利用割合	
		経営管理 研究科	経済学 研究科	言語社会 研究科	国際・ 公共政策	社会学 研究科	社会学部				法学 研究科
経済学	修士課程		3	1				4	38	10.5%	
	博士課程								4	0.0%	
	小計		3	1				4	42	9.5%	
言語社会	修士課程			10		1		11	19	57.9%	
	博士課程			1				1	5	20.0%	
	小計			11		1		12	24	50.0%	
国際・ 公共政策	修士課程				1			1	31	3.2%	
	小計				1			1	31	3.2%	
社会学	修士課程					10		10	31	32.3%	
	博士課程								22	0.0%	
	小計					10		10	53	18.9%	
法学	修士課程						1	5	6	10	60.0%
	博士課程							4	4	2	200.0%
	小計						1	9	10	12	83.3%
経営管理	修士課程	2						2	40	5.0%	
	博士課程								2	0.0%	
	小計	2						2	42	4.8%	
総計		2	3	12	1	11	1	9	39	204	19.1%

¹⁹ 経営管理研究科の学生については、組織再編（2017年度）以前に商学研究科に入学した者も含めた。

引用文献

- 井村倫子 (2004) 「国際資料室における来室状況の分析：院生チューターの役割を中心に」『一橋大学留学生センター紀要』7: 45-59
- 太田裕子・可児愛美・久本峻平 (2014) 『チューター史』を振り返り語り合う実践研究の意義：学び合う実践共同体構築に向けて』『言語文化教育研究』12: 42-87
- 太田裕子・佐渡島紗織 (2012) 『自立した書き手』を育成するライティング・センターのチューター研修とチューターの意識：早稲田大学における実践事例と PAC 分析』*Waseda Global Forum* 9: 237-277
- 河野理恵 (2007) 「一橋大学におけるチューター活動状況：2004年～2006年の3年間の分析」『一橋大学留学生センター紀要』10: 49-59
- 小林浩明 (2012) 「留学生を『支援する』チューター制度から留学生と『学び合う』チューター制度へ」『留学交流』13: 1-6
- 佐渡島紗織・太田裕子編 (2013) 『文章チュータリングの理念と実践：早稲田大学ライティング・センターでの取り組み』ひつじ書房
- 佐渡島紗織・太田裕子 (2014) 「文章チュータリングに携わる大学院生チューターの学びと成長：早稲田大学ライティング・センターでの事例」『国語科教育』75: 64-71
- 瀬口郁子・田中圭子 (1999) 「チューター制度の運用に対する提言：満足度と教育的効果の観点からの一考察」『神戸大学留学生センター紀要』6: 1-17
- 田口陽子・大角洋平・吉田聡宗・吉田真悟 (2020) 「チューターとは何か：著者性、ライティング教育、ネイティブ・スピーカリズムをめぐる試論」『一橋社会科学』12: 69-89
- 一橋大学国際教育センター (2010) 「資料 外国人留学生数」『一橋大学国際教育センター紀要』1: 120-122
- 一橋大学国際教育交流センター (2019) 「資料 外国人留学生数」『一橋大学国際教育交流センター紀要』1: 181-182
- 横田雅弘 (1998) 「留学生相談の10年」『一橋大学留学生センター紀要』1: 17-31
- 横田雅弘・白土悟 (2004) 『留学生アドバイジング：学習・生活・心理をいかに支援するか』ナカニシヤ出版

(たぐち ようこ 県立広島大学新大学設置準備センター准教授

[2020年3月まで社会学研究科講師])

(よしだ あきむね 法学研究科博士後期課程)

(おおかど ようへい 法学研究科博士後期課程)

(よしだ しんご 言語社会研究科博士後期課程)